

船橋市養育支援訪問事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市が実施する船橋市養育支援訪問事業(以下「本事業」という。)に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本事業は、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童もしくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童およびその保護者または出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第5項に規定される事業)

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、船橋市とする。

2 本事業は、適切な事業実施体制が確保できると認められる者に委託等を行うことができる。

(対象家庭)

第4条 市長は、家庭児童相談室が支援を行っている家庭及び乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業等により、訪問による養育支援を特に必要とされる家庭のうち、次の各号のいずれかに該当する状態にある家庭を対象とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を必要とする家庭

(2) 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診および望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭

(3) 出産後間もない時期(おおむね1年程度)の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭

(4) 妊婦若しくは養育者が精神的な問題を有し、又は発達障害の傾向があり、特に支援を必要とする家庭

(5) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭

(6) 児童養護施設等の退所または里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭

(支援の内容)

第5条 支援の内容は、次に掲げるもののうち、市長が必要と認めるものを行う。

(1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談への支援

(2) 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談への支援

(3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談への支援

(4) 児童養護施設等の退所または里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して、家庭復帰が適切に行われるための相談への支援

(対象家庭の決定)

第6条 市長は、児童福祉法第10条第1項第4号に規定するサポートプランを作成した児童及びその保護者であつて、第4条に該当する家庭に対して、本事業により、家庭養育状況が見込まれ、支援が必要とされる場合は、当該家庭の児童虐待、児童の養育状況等を確認した上で本事業の対象家庭として決定する。

(支援計画の作成及び実施)

第7条 市長は、対象家庭を決定した場合は、その家庭の養育状況に合わせた船橋市養育支援訪問事業支援計画書(第1号様式)(以下「支援計画」という。)を作成し、必要な支援を行うものとする。

2 市長は、支援計画に基づき、児童及びその保護者が抱える不安や悩みを傾聴し、家事を適切に実行する能力を有する訪問支援者を派遣する。また、事業を適切に実施するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 対象児童及びその保護者に関する関係機関等からの情報収集及び訪問の実施による情報収集を行うこと

(2) 収集した情報から育児・養育支援の必要性、支援内容、対象家庭に与える効果等について、関係機関と協議し、支援の対象家庭及び内容等を決定すること

(3) 実施した支援に関する評価及び支援の終結を決定すること

3 訪問支援者は、訪問した家庭が育児・養育支援等以外の支援も必要であると考えられる場合には、市長に報告し、必要な支援に適切に繋ぐよう努めるものとする。

(訪問支援者)

第8条 専門的相談支援を行う訪問支援者については、助産師とする。ただし、以下(ア)～(ウ)に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者とする。

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)その他国民の福祉に関する法律(児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第35条の5各号に掲げる法律に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(ウ) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

(訪問支援者の身分証)

第9条 市長は、訪問支援者に対し、船橋市養育支援訪問員証(第2号様式)(以下「訪問員

証」という。)を交付する。

- 2 訪問支援者が、利用者の家庭を訪問するときは、訪問員証を携帯し、請求があったときにはこれを提示しなければならない。
- 3 訪問員証は、他人に貸与、または譲渡してはならない。
- 4 訪問支援者は、その身分を失ったときは速やかに訪問員証を市長に返却しなければならない。

(訪問支援者による報告)

第10条 訪問支援者は、支援計画に基づき、利用者の家庭を訪問したときは、適宜、市長に報告するものとする。

(研修)

第11条 市長は、訪問に関する知識・技術の研鑽及び個人情報の保護を図るために必要な研修を実施するものとする。

(費用負担)

第12条 当該支援家庭の費用負担は、無料とする。

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第13条 第8条に定める訪問支援者は、個人情報の保護の重要性を認識し、その取り扱いにあたっては、船橋市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第14条 第8条に定める訪問支援者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

船橋市養育支援訪問事業支援計画書

ふりがな		性別	生年月日		期間(クール数)	
児童氏名						
現住所	船橋市					
連絡先						
家族状況	ふりがな	性別	続柄	生年月日	年齢	備考
	氏名					
支援目標						
支援者・支援方法・支援内容	助産師：					
	保健センター：					
	家庭児童相談室：					

(表)

第	号				
船橋市養育支援訪問員証					
写 真	氏 名		年	月	日生
			年	月	日発行
	委嘱期間				
	年	月	日から	年	月
船橋市長			印		

縦 : 6cm

横 : 9cm

(裏)

1. 本証は、養育支援訪問事業に関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
2. 本証は関係人の請求があったときは、いつでもこれを呈示しなければならない。
3. 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。